

岩手ネットワークシステム会則

第1 (名称及び事務局)

本会は、岩手ネットワークシステム（以下「本会」という。）と称し、事務局を岩手大学理工学部（盛岡市上田四丁目3番5号）内に置く。なお事務局を本会の住所地とする。

2 本会の設立年月日を平成4年3月14日とする。

第2 目的

岩手県内における科学技術および研究開発に関する人および情報の交流・活用を活発化し、共同研究を推進し、もって科学技術および産業の振興に資することを目的とする。

第3 事業

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 科学技術および研究開発に関する知識の習得および普及
- (2) 共同研究グループの育成
- (3) 科学技術および研究開発に関係している人の相互の親睦と交流
- (4) その他必要な事業

第4 会員および事業等への参加

この会の趣旨に賛同する者は誰でも入会の資格を有し、この会が行う事業等に参加することができる。

2 会員は、法人会員および個人会員とする。

第5 役員

この会に会長1名、副会長数名を置く。

- 2 会長および副会長は会員の中から総会で選出する。
- 3 会長はこの会を代表する。
- 4 副会長は、会長が欠けたとき又は事故のあった時にその職務を代理する。

第6 総会

総会は会長が召集する。

- 2 総会の議長は会長が努める。
- 3 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 会則の制定、改正

- (4) 役員を選出、改選
- (5) その他必要と認められる事項

第7 運営委員会

この会の運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会員の中から会長が指名する。
- 3 運営委員長は、運営委員の中から互選する。

第8 企画委員会

この会の企画について協議するため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員は、会員の中から会長が指名する。
- 3 企画委員長は、企画委員の中から互選する。

第9 研究会

会員は、共同研究を行うため、研究会を設置することができる。

- 2 研究会を設置または廃止した時は、速やかに会長に届けるものとする。
- 3 研究会の運営については、自主性を尊重するものとする。

第10 会費

会費は、法人会員の場合、1口1万円、1法人年間1口以上とし、個人会員の場合は年間2千円とする。

第11 事務局

事務局員は、会員の中から会長が指名する。

- 2 事務局長は、事務局員の中から互選する。

(付則)

この会則は、平成4年3月14日から施行する。

(付則)

この会則は、平成12年5月20日から施行する。

(付則)

この会則は、平成30年5月9日から施行する。